

第78回 愛知県高等学校総合体育大会 ヨット競技

帆走指示書

(Sailing Instructions)

略語

[NP] 艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

1 競技者への通告

競技者に対する通告は、大屋根下の公式掲示板に掲示する。

2 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下「指示」という)の変更は、それが発効する第1レースの予告信号時刻の60分前までに公式掲示する。

3 陸上で発する信号

3.1 陸上で発する信号は、西棟大会本部前に設置された信号旗掲揚柱に掲揚する。

3.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「30分以降」に置き換える。

4 クラス旗

420クラスのクラス旗は、「420旗」(白地に青色文字)を用いる。

ILCA6クラスのクラス旗は「ILCA旗」(緑地に赤色文字)を用いる。

5 コース

予告信号以前に、レース委員会の信号艇に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

6 マーク

6.1 マーク1、2s、2plは蛍光オレンジ色の円筒形ブイとする。

6.2 指示8に規定する新しいマークは、蛍光黄色の円筒形ブイとする。

6.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

6.3 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会信号艇とする。

7 スタート

7.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。

レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までに、レース委員会信号艇に音響1声と共にオレンジ旗を掲揚する。

7.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

7.3 420クラスは男子と女子を同時スタート、ILCA6クラスは男子と女子を同時スタートとする。

7.4 [NP][DP]予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインの概ね100m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。

7.5 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則A5.1、A5.2を変更している。

8 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(または、フィニッシュ・ラインを移動し)、実行できればすぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、そのマークは元のマークで置き換える。

9 フィニッシュ

9.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚したポールの間とする。

9.2 フィニッシュ時刻は、男女混合で記録される。

10 タイム・リミットとレースのターゲット・タイム

10.1 タイム・リミットとレースのターゲット・タイムは、次のとおりとする。

	レースの タイム・リミット	マーク1の タイム・リミット	フィニッシュ ウインドウ	レースの ターゲット・タイム
420クラス	60分	25分	10分	40分
ILCA6クラス	70分	25分	10分	45分

10.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止する。ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

10.3 規則30.3、30.4が適用された場合、その規則に違反しなかった最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後に定められるフィニッシュ・ウインドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは、規則35、A5を変更している。

11 コースの短縮またはレースの中止

レース委員会は規則 32.1 以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化が発生した場合、又は風速が一定時間4knot 以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

12 ペナルティー方式

12.1 規則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。

12.2 要項の規則、およびクラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

13 審問要求

- 13.1 審問要求書は、西棟大会本部で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に本部へ提出されなければならない。
- 13.2 抗議締切時刻は、当日の最終レース終了時刻、またはこれ以上レースを行わないという信号を発した時刻のいずれか遅い方から 60 分後とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長する場合がある。これは規則 61.3 を変更している。
- 13.3 レース委員会又はプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるために、指示 13.2 の抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
- 13.4 審問の再開要求は判決を通告されて 10 分以内に提出されなければならない。これは規則 66 を変更している。

14 安全規定[NP] [DP]

- 14.1 出着艇・リタイア申告は署名方式で行う。出艇しようとする艇長は西棟大会本部にある署名用紙に署名して出艇すること。帰着申告は艇長(事情によりやむを得ない場合は代理人可)の署名をもって行う。リタイア申告については出艇前あるいは、帰着後速やかに申告すること。
- 14.2 各艇の乗員は、衣類の着脱のために要するわずかな時間を除き、離岸から着岸までの間、十分な浮力で体重を支えることのできる有効なライフジャケットを常に着用していなければならない。
- 14.3 艇が救助を要請する場合は、救助する船に対して、手を高く上げて合図を送ることとする。
- 14.4 レース委員会又はプロテスト委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対して、リタイアを勧告する。また、緊急救助を要すると判断した場合には、競技者の意思に拘わらず強制的に救助を行うことができる。これは規則62.1(a)を変更している。

15 乗員の交代と装備の交換[NP]

- 15.1 乗員の交代を行う際は、レース委員会に口頭もしくは書面で伝えなければならない。
- 15.2 [DP]損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の妥当な機会に、口頭もしくは書面によりレース委員会に行わなければならない。

16 ごみ処理

ごみはレース運営艇に渡してもよい。

17 無線通信

艇は、緊急時の救助要請する場合を除き、レース中無線送信を行ってはならず、またすべての艇が利用できない特殊な無線通信を受信してはならない。これには携帯電話、スマートフォンも該当する。

18 リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることにある。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大である。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。主催団体は、本レガッタの前後、期間中に生じた物理的な損害、または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任を負わない。